

平成 27 年度  
浦安市一般会計等財務書類の注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………原則として取得原価

ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円とします。

また、開始時（平成 27 年 4 月 1 日）の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア イ以外のもの……………原則として取得原価

イ 道路、河川及び水路の敷地で、昭和 59 年度以前に取得したもの及び昭和 60 年度以後に無償で移管を受けたもの……………備忘価額 1 円

② 無形固定資産……………原則として取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、各々の過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

本市は千葉県市町村職員を対象とした退職手当組合に加入しており、退職手当債務（期末自己都合要支給額）から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給され

た額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（浦安市公金管理および運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

27年度（平成28年3月31日）

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
浦安市土地開発公社	—	—	700百万円	700百万円

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求（10百万円以上）を受けているものはありません。

#### 5 追加情報

##### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓地公園事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

27年度

実質赤字比率 ー%

連結実質赤字比率 ー%

実質公債費比率 5.0%

将来負担比率 ー%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 4,992百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 45,342百万円

##### (2) 貸借対照表に係る事項

① 本市は、平成27年度決算から統一的な基準による財務書類の作成を開始しました。平成27年4月1日における開始貸借対照表は次のとおりです。

[開始貸借対照表]

(単位：百万円)

科目	平成27年4月1日	科目	平成27年4月1日
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	442,051	固定負債	23,722
有形固定資産	379,894	地方債	14,790
事業用資産	210,871	長期未払金	4,437

土地	141,867	退職手当引当金	4,495
建物・工作物等	146,642	その他	-
減価償却累計額	△79,278	流動負債	4,962
建設仮勘定	1,640	1年内償還予定地方債	2,800
インフラ資産	168,047	未払金	439
土地	140,298	賞与等引当金	776
建物・工作物等	146,857	預り金	947
減価償却累計額	△119,278	その他	-
建設仮勘定	170	負債合計	28,683
物品	5,744	【純資産の部】	
物品減価償却累計額	△4,768	固定資産等形成分	455,526
無形固定資産	327	余剰分（不足分）	△22,320
ソフトウェア	304		
その他	23		
投資その他の資産	61,830		
投資及び出資金	24,287		
長期延滞債権	1,544		
長期貸付金	744		
基金	35,341		
その他	-		
徴収不能引当金	△86		
流動資産	19,838		
現金預金	5,766		
未収金	597		
短期貸付金	-		
基金	13,475		
その他	-		
徴収不能引当金	△0	純資産合計	433,206
資産合計	461,889	負債及び純資産合計	461,889

なお、当該開始貸借対照表と、本市が前年度まで公表してきた基準モデルによる平成27年3月31日における普通会計貸借対照表<sup>(注)</sup>では評価基準が異なり、差異が出ています。開始貸借対照表における当該基準変更その他の要因による主な影響額は次のとおりです。

(注) 統一的な基準による一般会計等財務書類は、基準モデルで公表していた普通会計財務諸表に該当します。

(単位：百万円)

勘定科目	影響額	差異の理由
インフラ資産・土地	△328,660	基準モデルにおいて時価評価していた道路用地の取得価額等への変更による減少額
インフラ資産・工作物	△7,795	基準モデルにおいて資産計上していた災害復旧事業費を資産計上しないことによる減少額
投資及び出資金	23,978	基準モデルにおいて取得原価で評価していた市場価格のある有価証券の市場価格への変更による増加額
流動資産・基金	△890	財政調整基金の年度間調整に基づく減少額
退職手当引当金	△7,589	基準モデルでは考慮していない千葉県市町村総合事

	1,027	務組合への負担金累計額等の控除による減少額 計上不足による増加額
--	-------	-------------------------------------

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 2,057 百万円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	44,410 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,222 百万円
将来負担額	34,294 百万円
充当可能基金額	19,585 百万円
特定財源見込額	0 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	20,183 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 10,471 百万円

② 既存の決算情報との関連性

27 年度

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	90,480 百万円	73,734 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	622 百万円	608 百万円
繰越金に伴う差額	4,820 百万円	
資金収支計算書	86,823 百万円	74,883 百万円

28 年度

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	88,981 百万円	79,440 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	543 百万円	536 百万円
繰越金に伴う差額	16,759 百万円	
資金収支計算書	73,985 百万円	81,196 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は墓地公園事業特別会計の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	8,639 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	5,622 百万円
未収債権額の増減額	△226 百万円
未払債務額等の増減額	△50 百万円
減価償却費	6,382 百万円
退職手当引当金増減額	612 百万円
賞与等引当金増減額	25 百万円
徴収不能引当金増減額	△2 百万円
資産除売却益（損）	12 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 7,080 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,000 百万円

一時借入金に係る利子額 ー 百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 3,393 百万円